

動植物検疫措置の徹底について

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。

悪質な持込みと判断されたら警察に通報されます。また、違法な持込みにより、逮捕された人もいます。

このため、海外から日本へ肉製品や果物・野菜等を持ち込まないようお願いいたします。

詳細はこちらをご覧ください。

●動物検疫所

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

●植物防疫所

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

連絡先

●動物検疫所

<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>

●植物防疫所

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>